

議案提出書

横手市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

令和5年9月21日 提出

提出者
賛成者

土田百合子	井上忠征	加藤雄太	宮川拓也	林 一輝
本間利博	加藤勝義	高橋聖悟	柴田 忍	青山 豊
佐藤誠洋	福田 誠	大日向香輝	木村清貴	立身万千子
佐藤忠久	小野正伸	高橋和樹	播磨博一	塩田 勉
菅原正志	齋藤光司	菅原惠悦		

横手市議会議長 寿松木 孝 様

提案理由

議会改革推進会議の報告を踏まえ、次期改選期から議員定数を削減するため、
現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第 7 号

横手市議会議員定数条例の一部を改正する条例

横手市議会議員定数条例（平成 2 0 年横手市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、横手市議会の議員の定数は、 <u>2 6 人</u> とする。	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、横手市議会の議員の定数は、 <u>2 2 人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

議案提出書

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

令和5年9月21日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 寿松木 孝 様

提案理由

重大な感染症のまん延、災害等の発生又は育児、介護その他やむを得ない事由により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難である場合において、オンラインによる方法で委員会を開くことができるようにするため、現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第 8 号

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

横手市議会委員会条例（平成 17 年横手市条例第 339 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(招集)</p> <p>第 15 条 [略]</p>	<p>(招集)</p> <p>第 15 条 [略]</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第 15 条の 2 委員長は、重大な感染症のまん延、災害等の発生又は育児、介護その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 20 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け</u></p>

(委員長及び委員の除斥)

第18条 [略]

(公述人の決定)

第25条 [略]

2 [略]

出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 [略]

2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 [略]

2 [略]

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 [略]

(参考人)

第29条 [略]

2 [略]

3 参考人については、第26条、第27条及び第28条の規定を準用する。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 [略]

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には適用しない。

(参考人)

第29条 [略]

2 [略]

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案提出書

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議会案を提出する。

令和5年9月21日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 寿松木 孝 様

提案理由

オンラインによる方法で委員会を開くことを可能とすることに伴い、所要の改正を行うとともに協議等の場の開会方法の特例を規定するものである。

議会案第9号

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

横手市議会会議規則（平成17年横手市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 委員会	第2章 委員会
第1節 総則（第83条～ <u>第87条</u> ）	第1節 総則（第83条～ <u>第87条の2</u> ）
第2節～第6節 [略]	第2節～第6節 [略]
第3章～第6章 [略]	第3章～第6章 [略]
第7章 協議又は調整を行うための場（ <u>第159条</u> ）	第7章 協議又は調整を行うための場（ <u>第159条・第159条の2</u> ）
第8章・第9章 [略]	第8章・第9章 [略]
附則	附則

(定足数に関する措置)

第87条 [略]

(委員外議員の発言)

第110条 [略]

2 [略]

(不在委員)

第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わるこ

(定足数に関する措置)

第87条 [略]

(出席委員に関する措置)

第87条の2 この章における出席委員には、横手市議会委員会条例（平成17年横手市条例第339号）第15条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

(委員外議員の発言)

第110条 [略]

2 [略]

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(不在委員)

第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わるこ

とができない。

(起立による表決)

第124条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 [略]

(紹介議員の委員会出席)

第135条 [略]

2 [略]

とができない。ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(起立又は挙手による表決)

第124条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ(オンラインによる方法で出席している委員にあっては挙手させ)、起立者(オンラインによる方法で出席している委員のうち挙手をした者を含む。)の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 [略]

(紹介議員の委員会出席)

第135条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(協議又は調整を行うための場)

第159条 [略]

(協議又は調整を行うための場)

第159条 [略]

(協議等の場の開催方法の特例)

第159条の2 協議等の場の招集権者は、重大な感染症のまん延、災害等の発生又は育児、介護その他やむを得ない事由により、構成員が協議等の場の開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

意見書案提出書

農畜産物の適正な価格形成の実現を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年9月21日

提出者	菅原	正志
賛成者	佐藤	誠洋
	齋藤	光司
	加藤	勝義
	鈴木	勝雄
	小野	正伸
	播磨	博一
	木村	清貴

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

市内農家はコロナ禍や大雪災害、資材価格や燃料費の高騰などの影響を受け、生産・流通コストが上昇する一方、価格転嫁は進んでおらず、地域の農業経営は悪化の一途をたどっている。地域の基幹産業である農業の持続的発展が図られるよう、そして将来にわたる食料の安定確保と農業生産基盤が維持されるよう、農畜産物の適正な価格形成の実現を国に要望する必要がある。

農畜産物の適正な価格形成の実現を求める意見書

横手市の農業は、水稻を基盤に様々な部門や作物を組み合わせ、県内トップクラスの複合産地としての地位を確立している。農業産出額は8年連続県内トップを誇り、特に、果樹においては全県の7割を占めており、安定した農業経営の確立と農家所得の増大は極めて重要である。

しかし、市内農家は、3年余りにわたったコロナ禍や令和3年の大雪災害に加え、飼料や肥料などの資材価格や燃料費高騰などにより、かつて経験したことのないほど大きな影響を受けている。さらには今後、最低賃金改定に伴い人件費高騰も見込まれており、農業における経営環境はより一層厳しくなることが懸念される。このような状況により、生産・流通コストが上昇する一方、価格転嫁は進んでおらず、地域の農業経営は悪化の一途をたどっている。

農林水産省がまとめた令和4年の農業物価指数では、令和2年を100とする指数で、肥料は130.8、飼料は138と大幅に上昇した一方、農産物価格指数は102.2とほぼ横ばいとなっており、農業経営の改善のためには、いかに生産・流通コストを農畜産物価格へ反映するかが大きな課題となっている。

また、国が進める水田活用の直接支払交付金の制度見直しにより、本市が「日本一の複合農業産地」を目指し推進してきた複合化の取り組みにも大きな影を落とすことも懸念されている。これは、交付金の減少に伴う農家所得の減少や米の余剰生産による米価下落だけでなく、営農意欲の喪失や、中山間地域などの条件不利農地での耕作放棄地の増加による農地の荒廃拡大など、地域農業の基盤維持に支障をきたす恐れがある。

このような状況が地域経済に及ぼす影響は非常に大きく、本市の基幹産業である農業の衰退は地域の衰退へと結びつくものであり、さらなる人口減少に歯止めがかからなくなると考える。

こうした中、国は食料安全保障の強化と持続可能な成長を図るため、農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、検証・見直しに取り組んでいるところであるが、持続可能な農業の実現のためには適正な価格形成の実現が不可欠である。

国においては、地域の基幹産業である農業の持続的発展が図られるよう、そして将来にわたる食料の安定確保と農業生産基盤が維持されるよう、次の事項を早期に実施するよう強く要望する。

- 1 コスト高が農畜産物の取引・販売価格に反映されていないことから、農家において再生産が可能となるよう、生産・流通コスト上昇分を農畜産物の販売価格に反映させるため、品目ごとの生産費等を明らかにし、販売時において、生産費等を考慮した適正な価格形成を行う仕組みを構築すること。
- 2 仕組みが構築されるまでの間、地方公共団体が独自に実施する地産地消の取り組みや流通関係者、消費者等に対するコスト上昇分を販売価格に転嫁することへの理解促進を図る取り組みなどに支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月21日

横手市議会議長 寿松木 孝

衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 尾辻 秀久 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
農林水産大臣 宮下 一郎 様
内閣官房長官 松野 博一 様

意見書案提出書

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年9月21日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

多くの森林を抱える市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すことを関係行政庁に要望する必要がある。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、当市では、森林経営管理制度に基づき、管理が行き届いていない森林の整備を進めるため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定の森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストが掛かっている。

また、多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部へも被害が及ぶ災害から住民を守るためには、主伐後の再生林対策等も含め、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていく必要があるが、多くの森林を抱える当市では、現在の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれる。

よって、国においては、森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月21日

横手市議会議長 寿松木 孝

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 鈴木淳司様
農林水産大臣 宮下一郎様
内閣官房長官 松野博一様

意見書案提出書

大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年9月21日

提出者
賛成者

土田百合子	井上忠征	加藤雄太	宮川拓也	林 一輝
本間利博	加藤勝義	高橋聖悟	柴田 忍	青山 豊
佐藤誠洋	福田 誠	木村清貴	鈴木勝雄	立身万千子
佐藤忠久	小野正伸	高橋和樹	播磨博一	塩田 勉
菅原正志	齋藤光司	菅原恵悦		

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

秋田県民が公平かつ充実した司法制度を利用、享受できる環境を整備するために、国に対し、大曲簡易裁判所に裁判官を再配置し、改めて裁判官が常駐する体制の整備を求める意見書を提出する必要がある。

大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書

司法が、国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとなるためには、国民が利用者として容易に司法へアクセスできるようにすることが必要であり、これによって裁判を受ける権利の保障(憲法第32条)が実現するものである。裁判を受ける権利は、裁判所本庁管内の住民と支部管内の住民とで差異はなく、裁判所本庁管内の住民か支部管内の住民かによって、司法の利用のしやすさ、司法へのアクセスのしやすさなどの司法サービスに格差があってはならない。

秋田県内では、令和2年5月1日から大曲簡易裁判所の裁判官が1名減員となり(以下「本件の減員」という。)、大曲簡易裁判所に裁判官が常駐しなくなった。長年、大曲簡易裁判所では裁判官が常駐しており、週4日間は、民事通常訴訟事件、民事調停事件、刑事通常第一審事件などを担当していたが、同日以降は非常駐となり、湯沢簡易裁判所の裁判官が、水曜日の週1日のみ填補してこれらの事件を担当することになった。

本件の減員により、大曲簡易裁判所では開廷日が水曜日のみに限定されたため全体的に期日の日程調整が難しくなり、裁判手続が長期化する傾向にある。

簡易裁判所は、簡易・迅速な解決ができることや、市民が容易に裁判手続を利用できることを目的として設けられている司法機関である。また、裁判の迅速化に関する法律では、裁判手続の一層の迅速化を図り国民の期待に応える司法制度の実現を目指している。

しかし、本件の減員により開廷日が少なくなり、期日調整が困難となり期日が先延ばしになることは、法や制度の要請する裁判の迅速化を阻害するほか、司法サービスを低下させ、県南の地域住民が裁判手続を利用しづらくなる結果、裁判手続を通じた権利の実現に影響を及ぼしかねない。

よって、当議会は、秋田県内の住民が公平に司法サービスを享受でき、裁判所支部管内の地域住民にとっても利用しやすく頼りになる司法を実現するために、最高裁判所に対し、従前どおり、大曲簡易裁判所に裁判官1名を再配置し、裁判官の常駐を堅持するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月21日

横手市議会議長 寿松木 孝

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
法務大臣 小泉龍司様